

教育子ども委員会
(子ども家庭局)
令和5年6月14日

BE KOBE

令和6年度
国家予算に対する提案・要望
(子ども家庭局関係分)



神戸市

1 - 3. 市民生活・市内事業者に対する支援

»内閣府、厚生労働省

2) 市民生活の維持に対する支援の拡充

○ 医療機関・社会福祉施設等の運営に対する支援

- ・エネルギー価格を含む物価高騰、及び引き続き感染者への対応に関する負担が伴うこと等を踏まえ、医療機関における診療報酬の見直しや社会福祉施設等の給付費・措置費等の算定方法について、適切に見直しを行うこと

10- 1. 子育て環境の充実

»内閣府、厚生労働省

1) 持続可能なこども医療費制度の確立

- 国策としてのこども医療費助成制度の創設に向けた事業費の確保
 - ・それぞれの自治体が独自の助成制度を実施していることから、社会保障制度として安定して持続可能な制度とするためにも、全国一律の制度を創設すること

(参考)【神戸市のこども医療費助成制度】

入院：0歳～18歳：無料

外来：0歳～3歳未満：無料

3歳～18歳：上限400円/日（1医療機関等あたり・月3回目以降無料）

※入院・外来ともに所得制限なし

2) 子育て世帯の経済的負担の軽減

- 出産・子育て応援交付金に対する財政支援の継続
 - ・交付金にかかる現在の補助割合を維持し、地方自治体の負担分について必要な財政措置を講じること
 - ・受給する市民の利便性や支給にかかる地方自治体の負担を踏まえ、経済的支援の支給方法については、恒久的に現金支給を認めること
- 住民税課税世帯の0～2歳児にかかる国基準利用者負担額引下げのための事業費の確保
 - ・幼児教育・保育の無償化の対象外となっている住民税課税世帯の0～2歳児の利用者負担額の引下げを行うこと

(参考)【本市における令和5年度の対国基準軽減率】36.7%（所要額：約17億1千万円）

- 多子世帯の利用者負担軽減にかかる所得要件の撤廃
 - ・年収約360万円以上の世帯についても、多子計算にかかる年齢制限を撤廃し、全ての世帯で扶養順による第2子以降無償化を行うこと

(参考)【多子世帯の利用者負担の軽減制度（第2子半額、第3子以降無償）】

国 制 度：年収360万円未満相当世帯に限り多子計算の年齢制限を撤廃

（年収360万円以上の世帯は、多子計算の同時在園要件あり）

市単独事業：平成28年度より、年収520万円以下の世帯において多子計算の年齢制限を撤廃

令和2年9月より、すべての世帯において多子計算の年齢制限を撤廃

3) 保育の「質の向上」に資する財政支援

○ 保育士配置基準の見直し

- ・ 保育士配置基準の抜本的な見直しに取組み、必要な財政支援を行うこと

4) 保育施設等における人材確保に向けた財政支援

○ 就業及び定着の促進を図るための処遇改善

- ・ 質の高い教育・保育を提供するため、保育施設等で働く職員のさらなる処遇改善を行うこと
- ・ 「保育士宿舍借り上げ支援事業」において、保育施設等で働く全ての職員を補助対象とすること
- ・ 「保育士修学資金貸付等事業」に対する財政支援を継続すること

(参考) 【神戸市保育士修学資金貸付等事業】

- ・ (公社)神戸市私立保育園連盟において、「保育士修学資金貸付」「保育補助者雇上費貸付」「就職準備金貸付」「未就学児持つ保育士に対する保育料一部貸付」「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付」を実施

5) 教育・保育施設等の耐震・老朽改築・大規模修繕及び整備のための財政支援

○ 就学前教育・保育施設整備交付金等に対する財政支援の拡充

- ・ 耐震・老朽改築・大規模修繕にかかる補助率の嵩上げなど、財政支援を拡充すること
- ・ 「新子育て安心プラン」に基づく定員の増加を伴う整備にかかる補助率の嵩上げを維持すること

1) こども家庭局 こども未来課課長 (事業推進担当) 井上 英昭	078-322-0534
2) こども家庭局 家庭支援課課長 (母子保健担当) 小澤 恵	078-322-6857
こども家庭局 幼保振興課長 花房 新也	078-322-5212
3) こども家庭局 幼保事業課課長 (指導監督担当) 森田 統	078-322-6522
4) こども家庭局 幼保振興課長 花房 新也	078-322-5212
5) こども家庭局 幼保振興課課長 (施設調整担当) 杉浦 裕幸	078-322-6924

3. 子育て・教育環境の充実

»内閣府、文部科学省

1) 児童福祉施策の拡充

- 児童養護施設等における人員配置の充実や職員の処遇改善等に対する財政支援の拡充
 - ・ 入所児童の退所前と退所後の支援を効果的に実施するため、自立支援担当職員の資格や勤務条件、支援回数等の配置要件を緩和すること
 - ・ 虐待を主たる措置理由とする児童に対する長期的ケアを充実させるため、被虐待児受入加算の認定後2年目以降についても加算適用期間とする等、財政支援を拡充すること
 - ・ 栄養士の配置義務のない施設定員40名以下の施設についてもその配置を義務付けるとともに、財政支援を拡充すること
 - ・ 職員の人材確保及び離職防止のため、保育所等における「保育士宿舎借り上げ支援事業」と同様の処遇改善施策を創設すること
- 里親・児童養護施設における進学支援に対する財政支援の拡充
 - ・ 高等学校等に在学する児童の教育費について、実態に合った水準への増額など、財政支援を拡充すること
 - ・ 大学等に進学する児童に対する入学支度費の拡充や進学後の学費、通学交通費の支援制度の創設など財政支援を拡充すること
- ファミリーホームに対する財政支援の拡充
 - ・ 施設運営の安定化を図るため、入所児童数に応じて算定されている事務費を定員数に応じた算定方法へ変更すること
- 新・放課後子ども総合プランの推進に対する財政支援の拡充
 - ・ 放課後子供教室における地域ボランティア等の人材の確保が課題となっているため、人材確保のための処遇改善を行えるよう財政支援を拡充すること
 - ・ 学童保育において、質の高いサービスを提供するため、支援員等のさらなる処遇改善を行うとともに、障害児の受入体制確保のため、障害児加算制度において年間を通じた算定方法を導入するなど、財政支援を拡充すること

○ 児童館における子育て支援に対する財政支援の拡充

- ・ 地域の子育て拠点としての機能・役割を十分に発揮し、事業内容の充実を図れるよう、児童館に対する財政支援を拡充すること
 - ・ 老朽化の進む児童館の大規模改修や建替えに早急に対応するため、施設整備に対する財政支援を拡充すること
-